規則

会計年度任 用 職 員 \mathcal{O} 報 酬 等に 関 す える規 則 \mathcal{O} 部 を改正する規 則をここに 公布す る

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八号

部を次 年度任用 会計年度任用 ように 職員 改 \mathcal{O} 正する 員 酬等 \mathcal{O} 報 酬 に 関 する規 関 す 則 る 規 平 則 -成三十 \mathcal{O} _ 部 一年 を 改 埼玉 正 す 一県規 る 規 則

第十条第三項第六号を次のように改める。

 \mathcal{O}

六 適用 あ 委員会訓令第四号) 0 技能職 元を受け て、 員 技能職員 る職員、 (地方 \mathcal{O} 公 技能職 給与 務員法第五 の適用を受け 等に 員の給与等に 関 +する規程 -七条に る職員その 規定す 関する規程 (昭 他 和 る単 知事 兀 が 兀 純 昭 年 定 な 埼 労務 \Diamond 和 四 る 玉 職 +県 員 兀 訓 雇 を 年 令 用 第四 さ う。 玉 れ 号) る \mathcal{O} で

第十条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

+一条第二項中 「退職 Ļ 又は失 職 した」を「退職 たし に 改 8 る

第十二条第一項中「、若しくは失職し」を削る。

十四条 第一 号中 万五千七百五十円」を「二万三千七 百 八 + 改 同

条第二号 中 一万四 十円」を「九 千二百七十円」 に 改め る。

第十六条に次の一項を加える。

3 る給料 退職 \mathcal{O} L 額は た第二号会計 前二 項 \mathcal{O} 年度任用 規定に カュ 職 か 員 わら に対 ず す る 退職手 知 事が 当 別 に \mathcal{O} 定 額 を計算 8 る 額とす する場合 お け

三年三月三十 則第二 則第 項中 項中 日 「平成三十二年 「平成三十二年四 を) 令 和三年三月三十 兀 月 月 _ _ 日 日 _ を を 日 令 令 に、 和二年 和二年 「平成三十三年四 兀 匹 月 月 日 日 に、 改 める。 月 「平成三十 _ 日

月三十 和三年四月 一日」 を 成 三十四 一旦 「令和 年四 に、 五年三月三十一 月 「平成三十四年三月三十 一月」 を 日 令和 に 改め 四年 る。 · 四 月 日 __ 日 _ を に、 「令和四年三月三十一 平 成三十 -五年三

に改 める 則第三項第 号中 平成三十二年三月三十 __ 月 を 令 和二年三月三十 日

則第四 表第 項 カコ 中 6 別 「平成三十二年 表 第五 までを次 六月三十日」 \mathcal{O} ように 改 める を 令 和二年六月三十 日 に 改 \Diamond

別表第2(第2条関係)

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師獣医師	管理栄養士	栄養士(管 理栄養士を 除く。) 衛生検査技 師	診療師 族師 族師 検査技 等療療 課法士 作視語 聴 見 記 記 記 記 記 記 記 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	247, 354	206, 458	184, 127	203, 201	213, 101	194, 514	201, 827
2			186, 057	204, 725		196, 342	203, 757
3			187, 986	206, 248		197, 865	205, 686
4			189, 815	207, 772		199, 795	207, 515
5			191, 643	209, 397		201, 827	209, 343
6			193, 573	210, 717		203, 757	211, 273
7			195, 401	212, 241		205, 686	213, 101
8			196, 925	215, 158		207, 515	
9			198, 448			209, 343	
10			199, 972			211, 273	
11			201, 597			213, 101	
12			202, 917				
13			204, 441				
14			206, 458				

別表第1(第2条関係)

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師	
号給	月額	
		円
1		438, 300

別表第4(第2条関係)

行政事務報酬等基準額表

	前記以外の職				
職種	標準的な会計年度任用職員の職務を 行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会 計年度任用職員の職務を行うもの			
号給	月額	月額			
	円	円			
1	152, 965	191, 664			
2	154, 083	193, 391			
3	155, 200	195, 219			
4	156, 317	196, 946			
5	157, 333	198, 571			
6	158, 755	199, 993			
7	160, 075	201, 516			
8	161, 396	203, 040			
9	162, 615	204, 360			
10	164, 138	205, 681			
11	165, 662	206, 900			
12	167, 287	208, 220			
13	168, 506	209, 540			
14	170, 029	210, 861			
15	171, 553	212, 181			
16	173, 076	213, 502			
17	174, 397	214, 619			
18	177, 139	215, 939			

別表第3(第2条関係)

医療職報酬等基準額表(3)

_						
\	職種	保健師	看護師 (外来業務以 外の業務に従 事するもの)	(外来業務に	准看護師 (外来業務以 外の業務に従 事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
	号給	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円
	1	219, 395	216, 052	206, 902	183, 886	176, 236
	2	220, 817	218, 389	209, 239		
	3	222, 239	220, 725	211, 575		
	4	223, 458	222, 959	213, 809		
	5	224, 880	225, 295	216, 145		
	6	226, 302				
L	7	227, 826				

この規則は、附則 令和二年四月一 日から施行する。

別表第5 (第5条、第16条関係)

報酬等の調整額表

17, 100 22,800

調整数	調整額
	円
1	5, 700
2	11, 400

3

4

19	179, 780	217, 260
20	182, 421	218, 580
21	185, 062	219, 698
22	186, 789	220, 815
23	188, 414	221, 831
24	190, 140	222, 948
25	191, 664	224, 065